

R・ダールの民主主義論

—『民主主義とその批判者たち』に関連して—

形野清貴

目次

1. はじめに
2. ダール民主主義論の軌跡
3. 民主主義の正当化原理
4. 「民主的過程」と「共通善」
5. 結びにかえて

1. はじめに

R・ダールは現代のアメリカで最も有名な民主主義論者の一人である。彼の民主主義論は、周知のように「ポリアーキー」論、「多元的民主主義」論として特徴づけられている。しかし、彼の民主主義論は、その形成から展開を経

て、近年におけるその修正まで、いくつかの軌跡をたどっている。そこでまず、ダールのポリアーキー論の展開過程と代表作を簡単に振り返ってみよう。それは大きく分けて四つの時期に区分できる。⁽¹⁾ 第一期はポリアーキー論の萌芽期であり、ここでは、ポリアーキーはリーダーに対するコントロールという意味で、価格制・階層制・交渉制と並ぶ社会コントロールの一つとして扱われている（代表作は『政治・経済・厚生』、以下同じ）。第二期はポリアーキー論の成立期で、先に四つのコントロール・システムの一つとして登場したポリアーキー概念が、国家の統治システムとして用いられるようになる（『民主主義理論の基礎』）。彼は、操作可能な民主主義論の構築を目指し、民主主義の測定指標について高い水準を示す体制をポリアーキーと名付けた。また、社会的多元主義がポリアーキーの重要な前提条件とされたことから、彼の理論は多元的民主主義論と称されることになった。こうして成立したポリアーキー論を比較政治研究へと展開させていったのが、第三期のポリアーキー論の展開期である（『ポリアーキー』）。しかし、ダールは多元主義の現状に対して次第に失望し、その改革を目指すようになる。第四期はポリアーキー論の修正期といえる時期で、『多元的民主主義のジレンマ』『経済デモクラシー序説』などこの時期の作品に頻繁に登場するのが、「民主的过程の規準」とそれに基づく「手続き的民主主義」の考え方であつた。⁽²⁾

ここで取り上げる『民主主義とその批判者たち』⁽³⁾ はこの第四期の集大成に当たる著作として位置付けることができ⁽⁴⁾。この著書は6部構成から成る大著であるので、最初にその概要を紹介しておこう。まず、「序論」に続く第1部「近代民主主義の諸源泉」では、古代ギリシア都市国家における民主主義の誕生（「第一の転換」）から近代国民国家におけるその再生（「第二の転換」）へ至る民主主義の歴史が描かれており、アテネの直接民主制、ローマ・中世イタリアの共和制、代議制度、政治的平等思想の四つが近代民主主義の源泉とされている。第2部「敵対的批判者たち」では、国家＝強制力は本質的に悪であると主張するアナキズム、および人民には統治する資格がないと主張する守護

者制という、民主主義の両極の敵対者との対決が展開される。これに対して、ダールは民主主義の正当化を第3部「民主的過程の理論」で行う。彼による正当化の論拠は、「利益に対する平等な考慮の原理」と「個人的自律の推定」という二つの原理である。そして、彼は、この正当化が受容されるなら、政治的決定の要件として「民主的過程の規準」が承認されなければならないとする。第4部「民主的過程の諸問題」では、多数者支配の問題、デモスの境界画定の問題、民主主義にとつての最適規模の問題、「過程」対「実体」という民主的過程と共通善をめぐる問題などが論じられている。こうした民主主義の原理的考察に統いて、第5部「民主主義の限界と可能性」では、民主主義の「第二の転換」に伴つて出現したポリアーキー化の諸条件と、多元主義は共通善を実現できるかという、二つのテーマが取り上げられる。そして、最後の第6部「第三の転換に向けて」では、現代世界における民主主義の課題と「第三の転換」の展望が語られる。このように、本書は、民主主義の歴史と現状を踏まえて、民主主義を原理的に考察し、その新たな改革の課題と展望について論じたもので、ダールの民主主義論の集大成にふさわしいものである。

本稿では、このうち、特に民主主義の原理的考察に関する部分を検討したい。周知のように、ダールのいうポリアーキーは、「公的異議申し立て」と「参加の権利」という二つの座標軸において測定されるのであるが、それらの軸はそれぞれ「自由」と「平等」の価値原理を反映するものとして設定されており、その意味で、ポリアーキーとは自由主義と民主主義の接合からなる「自由民主主義体制」を表していると言える。⁽⁵⁾ ところで、自由民主主義体制の規範的構成原理は、「自由」「平等」「民主主義」の三つであると云われているが、これら三つの原理の間には論理必然的な結び付きと同時に、相互間の緊張関係も存在している。⁽⁶⁾ それはこれまで、政治原理としての「自由主義」と「民主主義」の対立ないし緊張関係として論じられてきた問題であり、さらによくまで、民主主義をめぐる自由主義者と社会（民主主義者）の対立の論点でもあつた。したがつて、民主主義と「自由」「平等」の関係をどう考えるかは、民主主義論にと

つて重要な課題のひとつなのである。すでに簡単に紹介したように、ダールは、「利益に対する平等な考慮の原理」と「個人的自律の推定」という二つの原理に民主主義の正当化根拠を求めるのであるが、これは、「平等」と「自由」という民主主義の二つの基本的な価値原理の関係について重要な示唆を与えるものと考えられる。⁽⁷⁾

次に、ダールの本書が提起するもう一つの重要な問題は、「民主的過程」と「共通善」との関係である。言うまでもなく、民主主義はひとつの政治的秩序であって、統治の過程を必要とする。民主的過程とは、民主主義的な規準を満たしているような統治の過程のことである。ダールはこの規準を「民主的過程の規準」と名付け、①有効な参加、②決定段階での投票の平等、③啓蒙された理解、④アジェンダの統制、さらに⑤包摂性という五つの規準を挙げている。彼はまた、この規準に基づく統治のことを「手続き的民主主義」と呼んでいるが、それは、「意思決定過程や意思決定に必要な情報への平等なアクセスを前提にした、すべてのメンバーの参加を保障した統治」⁽⁸⁾を意味していると言える。この「民主的過程の規準」と「手続き的民主主義」の考えは、現代民主主義の「第三の転換」における主要原理とされ、たんに国民国家のさらなる民主化のみならず、そのためにも不可欠であるとされる社会における諸組織の民主化に適用するために導入されたものである。だが、これに対しても、「民主的過程による決定は共通善を実現できるのか」という問題が投げかけられることになる。そしてこれは、リベラリスト（自由主義者）とコミュニタリアン（共同体論者）との周知の論点である。ダールはこれについて、民主的過程そのものが共通善であると答えるのであるが、本書は、この問題について興味ある議論を展開しており、この問題を考える重要な手掛かりを提供するものと言える。

- (1) これについては、上田道明「ロバート・ダールの政治理学と『第三の転換』」大阪市立大学『法学雑誌』第三十九卷第一号（一九九二年）、一一〇～一一四頁、参照。
- (2) ダールの民主主義論を主題にその歴史的展開と総括的な評価を試みたものとして、岡田憲治『権利としてのデモクラシ——甦るロバート・ダール』勁草書房、一〇〇〇年がある。
- (3) R.Dahl *Democracy and its Critics*, Yale UP, 1989, 397pp. 本書は未邦訳であるが、これ以後に書かれたダールの著書で邦訳されたものに、「デモクラシーは何か」岩波書店、一〇〇一年、「政治的平等とは何か」法政大学出版局、一〇〇九年がある。
- (4) 本書の書評として、D.Held, *The possibilities of democracy, Theory and Society*, No.20, 1991 がある。また、本書に闇説した邦語論文として、上田、前掲論文の他、中谷義和「ダールのポリアーキー民主政論」「立命館法学」第二二五〇号、一九九六年を参照。
- (5) R・ダール『ポリアーキー』高畠通敏訳、三一書房、一九八一年、一〇～一三一頁
- (6) 山口定『政治体制』東京大学出版会、一九八九年、三八頁以下
- (7) 「自由」と「平等」を民主主義の基本的な価値原理とする理解は必ずしも一般的ではない。しかし、民主主義（「デモクラティア」）という言葉が誕生した古代ギリシア思想においては、統治体としてのポリスは自由の領域であり、そこに参加するデモスの平等は自由の本質であったといわれる。これについては、H・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、一九九四年、第二章、参照。
- (8) 上田道明「ダール多元主義理論における連続と変化（2）」大阪市立大学『法学雑誌』第四一卷第一号（一九九五年）、二四一頁

2. ダール民主主義論の軌跡

古代から現代に至る民主主義の諸モデルについて論じたD・ヘルドによれば、ダールの民主主義論は二〇世紀の諸モデルの一つである「多元主義」モデルの代表とされている。⁽¹⁾ C・B・マクファーソンは、民主主義の現代的モデルがシンペーターの「均衡モデル」に始まるとするが⁽²⁾、ヘルドは、マクファーソンを踏まえながらも、現代的モデルの展開として、「競争型エリート主義的民主政」「多元主義的民主政」「依法型民主政」および「参加型民主政」の諸類型を挙げている。そこで本節では、ダールの民主主義論の特質とその軌跡を簡単に振り返ることから始めたい。

ヘルドによれば、多元主義の源流はM・ウェーバーとJ・シンペーターに求められるが、その知的枠組みはさらにはさらに、アメリカにおけるマディソン主義の遺産と、利益追求の不可避性を説く功利主義の発想に影響を受けている。⁽³⁾ 多元主義者たちは、マディソンのいう「徒党の問題」に注目するが、現代の徒党である「利益集団」ないし「圧力団体」は民主的社会にとって重大な脅威であるどころか、その安定の基盤であり、現代民主主義の不可欠の構成要素であるとする。彼らはまた、各人は自己充足の最大化を求め、市場と政治の場において他人との間で競争的交換を繰り返しているという、功利主義に固有の個人觀を受け入れている。こうした前提から、ダールを含む多元主義者たちは、民衆主義は政治的指導者を選ぶ特定の方法であるというシンペーターの見解を受け入れるが、ウェーバーに依拠して、権力の配分には多くの要因がかかわっており、権力センターも分散しているということから出発する。そして、シンペーターが焦点を当てた「競争型選挙」に加えて、組織的利益集団の活動に注目し、両者の関係を探求することによって、現代の民主政治が実際にはシンペーターのモデルに見られるよりもはるかに競争的で、政策の応答性も高

いことを証明しようとした。

さて、ダールの多元主義理論の特質は社会における権力配分の考察に見られる。ダールは、権力を次のように定義する。「BがさもなくばしないであろうことをBにさせることができる限りで、AはBに対して権力を持つて⁽⁴⁾いる」。Aの行為能力は、Aが駆使し得る諸手段に、さらにはAとBが保持している資源の相対的バランスに依存する。ダールは、資源には極めて多様なもの（時間、金銭、信用、富、仕事、情報、社会的地位、カリスマ、人望、正当性、合法性、連帶、知性、学歴、等々）があるのであって、社会には確かに多くの不平等が存在するが、ほとんどの集団は政治に影響力を行使し得る何らかの資源を保持していると論じる。ダールがアメリカ都市政治についての有名な実証研究から得た結論は、いかなる单一のエリートも統治していないというものである。ダールは次のように述べている。「おそらく、二ユーハブンにおける影響力の最も重要な特徴は、それが特殊化されていることである。すなわち、公的活動のなかの一つの部門で影響力をもつ個人が、他の部門では影響力をもたないという傾向である。さらに重要なことは、一つの部門で影響力をもつ個人の属する社会階層は、他の部門で影響力をもつ個人の属する社会階層と同じではないということである」。⁽⁵⁾つまり、政治的資源は「非累積的もしくは拡散的不平等」の状態にあるので、ほとんどすべての集団が影響力獲得のために利用できる何らかの資源に接近することができ、その結果、異なるアクターたちが異なる争点毎に優越するという多元主義的な権力配分が見られるというのである。

ダールによれば、民主主義理論が関心を持つのは、「一般市民が指導者に対し比較的高度のコントロールを發揮する諸過程」についてである。彼の見るところ、政治家の活動は二つの基本的メカニズムによって、つまり定期的選挙と、政党・集団・個人間の政治競争によつて制約されている。選挙と政治競争は、「指導者たちが政策上の選択をする場合に、その選好を考慮しなければならない少数者の規模、数、そして多様性をはなはだしく増大する」。ダールは、

民主政治とは「多数派の主権」というよりも、「諸少數派の統治」として定義することができると主張する。⁽⁷⁾ 彼によれば、「ポリアーキーの特徴は、少數諸派の数・規模・多様性を大いに高め、彼らの選好が政府の決定の行方に影響を与えることができる」という点に求められる⁽⁸⁾。ポリアーキーが機能し得る社会的的前提条件は、手続き上のルールについてのみならず、政治的諸価値についてのコンセンサスが成立していることである。これについて、ダールは次のように述べている。「政治に先行し、政治に底流し、これを包むとともに、制限し、枠づけているのは、通常、社会に存在している政策上の基本的コンセンサスである。……この種のコンセンサスに欠けると、選挙と政党競争には果てしない苛立ちと欲求不満がつきものであるから、いかなる民主的システムも、これに絶えて長く存続することなどあり得なくなろう」⁽⁹⁾。彼は、民主政治の作動にとっては立憲的ルール以上に非立憲的なルールや実践が重要であり、これらの社会的前提条件が揺るがない限り、民主政治は有効に機能すると考えているのである。

これについて、ヘルドは、この社会的前提条件にこそ、多元主義理論によつて見落とされている極めて重要な争点が伏在しているとして、次のように述べている。「古典的多元主義の主張にあつては、多数の権力センターの存在、多様で断片化した利益層、集団相互間での権力相殺という顯著な傾向、国家と社会を拘束する『超越的』コンセンサスの存在、徒党間の裁定者・調停者としての国家、これが中心的前提とされるあまり、結局、権力と影響力や資源の配分という点で体系的不均衡を宿し得る世界を照射し得ないか、あるいは説明し得ないものとなつていて」⁽¹⁰⁾。多元主義理論においては、民主主義の「経験的」性格が強調される。つまり、欧米で一般的に「デモクラシー」と呼ばれているものから民主主義を規定することによって、市民参加の妥当な規模、政治支配の適切な範囲、民主的規制の望ましい領域といった民主主義の理念や方法が十分に顧みられないまま、既存の民主政治が「現実的」なものとして肯定されるのである。これは、市民の政治的能力をめぐる議論に端的に現れている。つまり、市民がどれほど政治に疎く、ま

た無関心であるかの発見をもって、政治参加が民主主義の有効な機能条件とはなり得ないとの論拠とされるのである。さらに、そのことは社会の規定的コンセンサスの問題についても言える。しかし、イギリスやアメリカでは価値コンセンサスの程度はあまり強くないということが、さまざまな経験的資料から確認してきた。そして、六〇～七〇年代にアメリカや西ヨーロッパで高まつた社会的緊張や対立が多元主義の枠組みの再検討を迫ることになったのである。

多元主義理論が政治の現実を的確に表現し得なかつた最も重要な理由の一つに、権力や権力関係の理解における難点が挙げられる。⁽¹¹⁾ 多元主義的権力概念は、実際の紛争におけるAのBに対するコントロールという観察可能な「決定」権力を表している。これに対しても、バクラック／バラツィは、「バイアスの動員」というシャットシユナイダーの議論に基づいて、政策上の対立が表面化しないようには障壁を設けたり、それを強化することによって、個人ないし集団は権力を行使し得るという「非決定」権力の存在を指摘した。⁽¹²⁾ だが、権力とは、個人や集団が何を行い、あるいは行わないかという点からのみ把握し得るものではない。ルーカスが言うように、「システムの偏向は、個人が選択する一連の行為によってのみ維持されるのではなく、社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行によって維持される」⁽¹³⁾ からである。多元主義理論は、階級間、人種間、男女間、さらに政治家と一般市民の間の権力の不均衡状態をとらえることができない。また、社会にはさまざまな集団が存在するといつても、多くの集団は、強力なロビー組織や企業の影響力と張り合えるだけの政治的影響力を持たないことは明瞭である。こうした議論の一部が、主要な多元主義者たちによつて、とりわけダールによつて受け止められるようになつていつた。こうして、民主主義の多元主義モデルは「古典的多元主義」から「ネオ多元主義」へと旋回していくのである。

ダールは、『経済デモクラシー序説』において、自由の主要な脅威は、トックヴィルらが見たように平等の要求にあ

るのではなく、今日では、ある種の「自由」に、つまり「無限の経済的資源を蓄積し、経済活動をヒエラルキー的に統御された企業に組織化する自由」に起因しているとする。⁽¹⁴⁾ 会社を私的に所有し、コントロールするという現代のシステムは、「多様な不平等を生み出し、それによつて逆に政治的自由が脅かされているのである。彼は、現代の「企業資本主義」は、「社会的・経済的資源の点でいちじるしい不平等をつくりだす傾向があるから、政治的平等の、したがつて民主的過程の激しい侵害をひきおこす」と主張する。⁽¹⁵⁾ だが、資本主義システムの作用は、たんに経済的不平等によつて個人や集団の影響力を左右するばかりではなく、私の蓄積要件が課す制約によつて政府や国家機関の政策上の選択肢を体系的に制限しそえする。現実の民主政治は社会経済システムに深く組み込まれており、このシステムによつて、企業利益に「特權的地位」が体系的に与えられているのである。ダールは、こうした問題を解決して民主主義に対する障害を取り除くことなしには、現代において民主主義を再生させることはできないと考える。そのためには、民主主義の原理を再考して、これまでのポリアーキー論が対象としてきた国民国家のレベルから、さらに社会の主要組織のレベルへと拡大することが必要である。

こうして、彼の民主主義論の新しい基本原理として、すでに述べた「民主的過程の規準」という概念が登場することになる。⁽¹⁶⁾ ダールは、民主主義の合理的信条の核心として、「ある特定の種類の人間の結社にあつては、統治の過程ができる限り民主主義的な規準をみたさねばならぬ」とする考え方を擧げる。この考え方は、この種の結社に属する人々の持つ「民主的過程によつて自治をする不可譲の権利」に由来する。そして、この権利主張の妥当性は、民主的な結社とその構成員に関する次のような前提に依拠しているとされる。つまり、この種の結社とは、構成員の全員を拘束するような「拘束力をもつた集団的決定」を行う結社であり、このような性格は、国家のみならず、企業など現代社会の重要な諸結社ももつてていることが含意される。加えて、これら結社の構成員について、結社の全構成員は自らを

統治する資格を平等に持つてゐるという「強義の平等原理」が妥当する」とが、彼らの「民主的自治権」を主張する前提となる。このことによつて、ダールが意図していることは「民主的過程を経済企業に拡大する」とである。そして、それは民主主義の主張を、前述の前提が妥当する「あらゆる種類のあらゆる結社における権利の問題として確立する」ことによつて可能となる。そこで、こうした民主的過程の前提条件が成立⁽¹⁷⁾することを明かにする」とが『民主主義とその批判者たち』第3部「民主的過程の理論」の課題とされるのである。

- (1) D・ベルド『民政の諸類型』中谷義和訳、御茶の水書房、一九九八年。また、ダール民主主義論の展開を、「権力」「信念」「主体」「権利と実践」を柱に論じている岡田憲治『権利としてのデモクラシー——甦るロバート・ダール』勁草書房、一〇〇〇年も併せて参照のこと。
- (2) C・B・マクファーレン『自由民主主義は生き残れるか』田口富久治訳、岩波新書、一九七八年
- (3) ブルム、前掲書、二五三～一五五頁
- (4) Dahl,R.A, *The Concept of Power, Behavioural Science*, 2, 1957 p203. ダールの権力論とそれをめぐる議論については、Clegg,S.R, *Frameworks of Power*, SAGE, 1989. S・ルーケス『現代権力論批判』中島吉弘訳、未来社、一九九五年を見よ。
- (5) ダール『統治するのはだれか』河村望ほか監訳、行人社、一九八八年、二二七頁
- (6) ダール『民主主義理論の基礎』内山秀夫訳、未来社、一九七〇年、一一頁
- (7) 同前、一四七頁
- (8) 同前、一五〇頁（訳文は変更）
- (9) 同前、一四八～一四九頁（訳文は変更）。さらに、彼は次のようにも述べてゐる。「民主主義的信条があまねく信奉されているからといって、民主主義体制の安定が保障されるわけではないが、もし信条についての民衆の合意が実質的に減退すれば、体制が致命的な不安定状態に陥る可能性は断然大きくなる」（『統治するのはだれか』前掲書、四〇六）

四〇七頁)。

- (10) ヘルド、前掲書、二六五頁
- (11) ダール権力論の展開と特質、およびその辯證については、岡田、前掲書、第二章を見よ。
- (12) ルークス、前掲書、一二三～一五頁、参照
- (13) 同前、三五頁
- (14) ダール『経済デモクラシー序説』内山秀夫訳、三嶺書房、一九八八年、五六頁
- (15) 同前、七〇頁

- (16) 上田によれば、この概念は「七七年の論文ではじめて登場して以来、八〇年代以降の彼の作品に繰り返し紹介されており、その意味で第四期、あるいは「一人目」のダールの一つの理論的特徴をなすものである」とされる(上田道明「ダール多元主義理論における連続と変化(2)」大阪市立大学『法学雑誌』第四一巻第二号、一九九五年、一二三五頁)。
- (17) ダール、前掲書、六五～七一頁、参照

3. 民主主義の正当化原理

人民による支配としての民主主義は、通常の人々が自らを統治する資格を持つてゐるという仮定に基づいてのみ正当化され得る。既に述べたように、ダールは、この仮定を「強義の平等原理」(a Strong Principle of Equality)と呼ぶのであるが、それは次のことを意味している。すなわち、「すべての構成員は、一般に、彼らの善や利益に重大な影響を与えるところの、社会を拘束する集合的決定の作成に参加する資格を全く十分に持つてゐる。いすれにせよ、他者よりも明確に立派な資格を持つてゐる者は誰もないので、彼らは集合的かつ拘束的な決定の作成を任されるべきであ

「⁽¹⁾」。そして、彼は、この原理が当てはまるような一群の人々を「デモス」あるいは「市民団」と呼び、その構成員が「完全な市民」であるとする。こうして、民主主義の正当化は、いかにしてこの原理が正当化されるかということにかかるところになる。そこで、まず、ダールによる正当化の手続きと議論の概要を紹介することにしたい。

ダールによれば、古今を問わず民主主義の主唱者がまず依拠したのは「本来的平等」(intrinsic equality)の理念であるとされる。周知のように、近代自然権思想は、「すべての人は生まれながらに平等である」という命題を唱えた。ロックは、この「平等」を注釈して、「それは各人が、どんな他人の意思や権威にも服従させられることなく、自分の生まれながらの自由に対してもつて平等な権利なのである」と述べている。それは、ヨーロッパ世界においては、「われわれは等しく神の子である」というキリスト教の教義に由来するが、道徳的推論がその宗教的起源から自立した後も、「万人は一人として数えられ、誰も一人以上とは数えられない」というベンサムの格言に受け継がれている。⁽²⁾この本来的平等の理念の中には、先ほどのロックの言う意味の他に、「すべての人間は平等な本来的価値を持つ」、あるいは「いかなる人も本来的に他人より優れているわけではない」という意味や、「各人の善や利益は平等な考慮を与えるなければならない」という意味も含まれている。ダールは、この最後の意味に注目して、「民主的過程に極めて関連があるようにわたしには思える側面が、利益に対する平等な考慮の原理」(the Principle of Equal Consideration of Interest)の中に表現されている」と述べ、本来的平等を「利益に対する平等な考慮の原理」(弱義の平等原理)として理解する。しかし、本来的平等の理念は少なくとも二つの弱点を持つている。その一つは、それが不平等に課す限界は極めて広いことである。それは、すべての人が市民権や医療扶助やその他なんであれ、平等な配分を受けれる資格を与えられているということを意味していない。それはある配分を除外するであろうが、許される不平等の範囲も広いのである。もう一つの弱点は、本来的平等の仮定は、各人が自分の善や利益の最善の判断者であるという意

味を含んでいないことである。もし各人の善が平等な考慮を受ける資格があるとしても、仮に上位の守護者集団が最もよく平等な考慮を保証することができるとするなら、守護者制の方が望ましいことになりかねない。

この第一の問題点に対して、ダールは、「人間の最も基本的な「利益」ないし「善」を特定することによつて答えようとする。それは、「人々が、(1)最大限実行可能な自由を達成し、(2)人間としての力能と潜在力を完全に発展させ、そして(3)実行可能でかつ他者に対する公正な範囲内で、彼ら自身が重要と判断するその他あらゆる利益を満足させる、そうした機会を持つことであり」、そして、「民主主義は、……これらの根本的な諸利益にとつての本質的な手段である」とされる。⁽⁴⁾ダールによれば、まず第一に、民主主義は一定の権利、自由および機会と本質的に結び付いており、さらに、集合的決定に従つ人々にとつて「自己決定」の可能な範囲を最大化するがゆえに、すべての人の「道徳的自律」を最大限に尊重する。第二に、人間の資質の発達は彼らの境遇に主として依存しているが、これらの境遇には人がその中で生活する政治体制の性格も含まれており、民主主義体制は他の体制と比べて各人の資質の発達にとつて有利な条件を提供する。第三に、民主的政府が市民の欲求の満足を最大化するかどうかは別にして、民主的政府は、市民の最小限の「切実な政治的関心事」を満足させやすいと言つてよい。こうして、ダールは、人間の諸利益が「最大限実行可能な自由」「個人的発達」および「切実な政治的関心事を満足させる機会に対する要求」を含むと解釈するとき、本来的平等の理念はいつそ種差的なものになり、そしていつそ民主的過程と関係するものになると言うのである。⁽⁵⁾

次に、第二の問題点は本来的平等の理念にとつてより致命的な問題である。アリストテレスからJ・S・ミルに至るまで、ほとんどの政治思想家は、彼らの普遍主義的な言説にもかかわらず、政治生活に参加する資格のある人間を制限することによって、実際には普遍的な包摂を受け入れることを避けてきた。このことは、本来的平等の理念がそ

れだけでは民主主義の正当化原理として不完全であるという」とを示している。これに対し、ダールは、「個人的自
律の推定」(the Presumption of Personal Autonomy)によつて答えようとする。これは、「反対のことが明確に示され
ない限り、すべての人は自分自身の善や利益の最善の判断者であると推定されるべきである」という仮定である。⁽⁶⁾こ
の仮定に基づけば、何人も他人の利益や善について判断する資格をその人以上にもつてゐるわけではないといふこと
になる。ある人は、最も適切な手段の選択を他者に委ねることを選択できるが、その結果が自分の利益に適つてゐる
かどうかを判断する権利を放棄することはできないのである。ダールによれば、個人的自律の推定は道徳的判断と經
験的判断をミックスした「賢慮のルール」であり、例外があることを認める。しかし、個人的自律を父権的権威に取
り替えることを求める主張は、自ら挙証責任を果たさなければならぬ。今日では、父権的権威に従う最大の集団は
子供であり、成人についてはごく限られた場合のみ正当化されると考えられている。個人的自律の推定を拒否するた
めには、ある人々は自分の基本的利益を全く理解できないということだけではなく、父権的権威が彼らのためにそ
うするのだということもまた納得させるような論拠が必要とされるが、ダールは、ある人の善や利益を評価するうえ
であらゆる他者は不利な立場に置かれており、また人類の経験は父権的権威が彼らのためにそうするという命題を拒
否する強力な理由を提供するとして、個人的自律を否定する議論に反駁している。⁽⁷⁾

こうして、本来の平等の理念から引き出される「利益に対する平等な考慮の原理」と「個人的自律の推定」を結び
付けることによつて、ダールは、「強義の平等原理」を正当化する堅固な基礎が構築されるとする。つまり、「もし万
人の善や利益が平等に考慮されるべきであるなら、そしてもし各成人が一般に自分の善や利益の最良の判断者である
なら、社会のあらゆる成人構成員は、概して、自分の善や利益に影響を与える拘束的な集合的決定作成に参加する、
すなわちデモスの完全な市民である資格を十分によく持つてゐる」とされるのである。⁽⁸⁾ところで、民主主義は一つの

政治的秩序であり、社会の政治的目的を達成するために「集合的な拘束的決定」を行う過程を必要とする。民主的政
治過程においては、拘束的決定はその決定に服従する人々、つまりその社会の構成員によつてなされるべきであるが、
ダーレルは、この「民主的過程の規準」として次の五つの規準を挙げている。⁽⁹⁾

①有効な参加

「拘束的決定作成過程を通じて、市民は最終結論に関する彼らの選好を表明するための十分かつ平等な機会を持つ
べきである。彼らは諸問題をアジェンダに乗せ、別のものではなくある結論を支持する理由を表明するための十
分かつ平等な機会を持たなければならぬ。」

②決定段階での投票の平等

「集合的決定の最終段階で、各々の市民は、他の市民によつて表明された選択と同等に扱われる、選択を表明する
平等な機会を保障されなければならない。決定段階で結論を下すうえで、これらの選択が、そしてただこれらの
選択のみが考慮に入れられなければならない。」

③啓蒙された理解

「各々の市民は、決定を必要とする事項について、（決定に必要な時間内で）彼らの利益に最も適う選択を発見し、
確認するための十分かつ平等な機会を持つべきである。」

④アジェンダの統制

「デモスは、どのような事柄が民主的過程によって決定されるアジェンダに乗せられるべきかを決定する、独占的
な機会を持たなければならない。」

⑤包摂性

「デモスは、一時的滞在者および精神に障害があると認められるものを除く、社会のすべての成人構成員を含まなければならない。」

これらの諸規準について、ダールはまず、「有効な参加」と「投票の平等」の規準は、「利益に対する平等な考慮の原理」と「個人的自律の推定」から必然的に導かれ、政府がこの二つの規準を満たす社会は「狭義の民主的過程」によって統治されていると言えるとする。さらに、「啓蒙された理解」を加えた三つの規準がすべて満たされるなら、それは「アジェンダに関して、およびデモスとの関連で完全な手続き的民主主義」と見なされ得る。「アジェンダに関して」および「デモスとの関連で」という二つの限定条項は、狭いアジェンダに限られた、ないしかなり排他的なデモスに応答する、もしくはその両者であるような民主的過程の可能性があり得るということである。デモスが十分に包括的であり、アジェンダに対する十分な統制を行使するかどうかを判断するには、さらに付加的な規準が必要となる。こうして、「アジェンダの統制」の規準を加えた四つの規準のすべてを満たす過程は、「デモスとの関連で完全に民主的な過程」であるということになる。

しかし、現実には社会の一部の構成員がデモスから排除されている、ゆえに完全な市民ではないということが起こり得る。民主主義の道徳的価値はその包摂性に応じて多様であり、「強義の平等原理」はその適用範囲と切り離して評価することはできないのである。こうして、ダールは民主主義論の一つのアボリアである「包摂の問題」に向かうことになる。ここで、包摂の問題とは、「どのような人々がデモスに含まれる正当な権利を持つているのか」という問題であるが、それは、「デモスの統制権にはどのような正当な限界が存在するのか」という、デモスの権威の範囲をめぐる問題と密接に結び付いている。つまり、「デモスの力能に関する判断はアジェンダの範囲と関係し、そしてアジェンダの性質はデモスの構成に関する判断と関係している」。⁽¹⁰⁾ 原理上、一方は他方と無関係に決定されない。そこで、ダー

ルは、「強義の平等原理」から、民主的過程が満たさねばならない包摂の規準として、「デモスはその社会の拘束的な集合的決定に服従する全成人を含むべきである」という命題を導き出す。⁽¹⁾ ところで、包摂の問題をめぐっては、能力の規準を優先させてデモスの範囲を制限する「⁽²⁾」ことが行われてきた。子供の除外に見られるように、確かに能力の問題を無視することはできないが、能力についての判断はしばしば時代の偏見を反映する傾向がある。ダールは、能力についての判断の恣意性を極力削減するような規準として、先の命題を修正して、「デモスは、一時的滞在者および精神に障害があると認められるものを除く、社会のすべての成人構成員を含まなければならない」という規準を包摂性の規準とするのである。⁽¹²⁾ したがって、政治過程が上に挙げた五つの規準のすべてを満たす場合に、その過程は「完全な民主主義」と言えることになると思われる。

- (1) R.Dahl, *Democracy and its Critics*, Yale UP, 1989, p.98
- (2) J・ロック『市民政府論』(鵜飼信成訳) 岩波文庫、一九六八年、五八頁
- (3) R. Dahl, op. cit., pp.85～86
- (4) Ibid., p.88
- (5) Ibid., pp.88～96
- (6) Ibid., p.100
- (7) Ibid., p.101ff.
- (8) Ibid., p.105
- (9) 以下、「民主的過程の規準」について、Ibid., pp.108～114 参照。
- (10) Ibid., p.119
- (11) Ibid., p.120

4. 「民主的過程」と「共通善」

前述のように、ダールは、民主的過程の規準に基づく統治のことを「手続き的民主主義」と呼んでいる。しかし、こうした手続きを重視する民主主義觀に対しても、それが人々の幸福という実体的な諸価値とどのような関係にあるのかという問題が提起されるかもしれない。ダールは、『民主主義とその批判者たち』の第4部と第5部の中で、①民主的過程が結果的に実体的価値に害を与えるかもしれない、②民主的過程は共通善を達成できないかもしれない、という二つの根本的な異議について検討しているので、本節ではその概要を紹介することにしたい。

まず第一の異議に対して、ダールは、民主的過程は単なる手続きの問題ではなく、実体的諸価値を含んでいると言う。つまり、それは集合的決定に到達するための公正な手続きであって、権威や財を適切に配分する配分的正義の一形態である。また、民主的過程は、言うまでもなく実体的正義を汲み尽くすものではないが、それはさまざまの実体的利益・善と密接に関係しているのである。さらに、ある集合的決定作成過程が不公正な結果に導くかもしれないという理由だけで欠陥があると論じるのは間違っている。なぜなら、集合的決定の作成においては、人々の何らかの利益を侵害しないことはあり得ないのであって、決定過程が万人の利益に平等な考慮を払うなら、たとえある人の利益が侵害されたとしても、その原理が侵犯されたとまでは言えないからである。⁽¹⁾これらを前提として、ダールは、さまざまな実体的利益・善を、①民主的過程にとつて不可欠でその構成要素をなすもの、②民主的過程にとつて外在的だ

がそれに必要なもの、③民主的過程にとつて必須でないもの、という二つの種類に区別し、それぞれについて民主的过程との関係を検討している。

第一のカテゴリーに属するものは、民主的過程を通じる「自己統治の権利」とそれから派生する一連の市民的・政治的諸権利（平等権、表現・結社の自由、参政権など）である。ダールは、自己統治の権利は人間が持ち得る最も根本的な権利の一つであり、不可譲の権利であつて、そこから導出される一連の市民的・政治的諸権利は民主的過程の規準に内包されているとする。「これらの特定の諸権利（基本的な政治的諸権利）は民主的過程にとつて不可欠なものである。それらは存在論的に民主的過程から分離されるものではない（あるいは先行的でも優先的でもない）」⁽²⁾。それでは、民主的手続きの構成要素とされる多数決（多数支配）についてはどうか。多数決によつて最善の実体的結果がもたらされる保障はどこにあるのか。多数派が民主主義の名で、基本的な市民的・政治的諸権利を侵害することはないのか。ダールは、そうしたことが起こるとすれば、それは民主主義の名に値しないとしつつも、多数派が少数派の権利を侵害したり、さらには民主主義そのものをも覆す可能性を認識している。彼は、それが防げるかどうかは、究極的には、民主的過程を望ましいとする国民の信念と、こうした信念を埋め込んだ民主的な慣行、文化の存在にかかっていると考える。だが、ダールは、こうした過程と実体との間に存在すると考えられている対立の多くは、決して実体的正義ないし権利と民主的過程との対立ではなく、民主的過程の失敗を表したものであり、「解決の道は民主的過程の運用を改善すること、つまりそれを真により民主的なものにすることである」と述べている。⁽³⁾

ところで、民主的過程が達成されるためには、さらに一定の条件が存在しなければならない。例えば、もし決定的な政治的リソースが市民の間で不平等に配分されているなら、民主的過程は十全に機能することはできないからである。実体的利益・善の第二のカテゴリーは、民主的過程にとつて外在的であるがそれに必要なものであつて、財産や

富、所得、教育、情報などがそれに属する。しかし、ダールは、現実の民主主義は決して完全には民主主義的でなく、これらリソースの平等は、彼がポリアーキーと呼ぶ政治体制の中で、一歩一歩実現に向けて努力していく以外にないとする。⁽⁴⁾最後に、第三のカテゴリーに属するそれ以外の実体的利益・善は民主的過程にとつて外在的で、それにとって必要でもないが、だからといって、それらを実現するために民主的過程以外の手続きに頼るべきだということにはならない。ダールは、人々の利益や善をいかにして知り得るのかという認識論的な問題はさておき、民主的過程にとって不可欠ないし本質的なもの以外のいかなる利益も、それ自体は不可侵なものではないとする。民主的過程にとって不可欠な利益・善の外部には「政治的決定にふさわしい領域」が存在するのであって、それらは市民の選択に委ねられ、諸利益の対立は広義の「政治過程」によつて処理されるべきである。⁽⁵⁾そこで、問題はこれらの利益をできるだけ保護するためにどのような過程や制度が必要かということになるが、ダールは、これについて三つの民主主義的解決策と一つの非民主主義的解決策を提示する。⁽⁶⁾

民主主義的解決策として挙げられるのは、①状況に応じてデモスを拡大ないし縮小し、市民団の構成を変えること、②特別の投票・選挙ないし立法手続きを考案すること、③世論の進歩に頼ること、である。これらは言うまでもなく民主的過程の一部である。それに対して、もし根本的な権利や利益が民主的過程と一致する手段によつて適切に保護され得ないなら、残された代替肢は、民主的過程に従わない公職者によってそれらの保護を保障することであり、ダールは、この制度を「準守護者制」と名付ける。その典型は司法部による司法審査制度である。しかし、準守護者の権威とデモスおよびその代表者の権威の間には、必然的に逆比例の関係がある。ダールは、アメリカ合衆国における司法審査の歴史を振り返つて、司法的守護者は、国民や議会の圧力に直面したとき、根本的な諸権利のための保護を実際上、提供してきたとはいえないと言う。その一つの理由は、最高裁判所裁判官の政治的任命制度である。そこで、

ダールの司法的守護者制に対する評価は次のようになる。「アメリカの経験が示していることは、民主主義国においては、国の立法部による侵害から根本的な諸権利を保護するために準守護者を利用することは、おそらく短期的に以外には、民主的過程に対する有望な代替肢を提供しないということである」⁽⁷⁾。

次に、民主的過程は共通善を達成できるのかという、第二の異議に対するダールの議論を見てみよう。彼はまず、「小規模な政治体の中の市民は市民的徳性をもち、集合的決定において共通善を目指している」という市民共和主義者たちの主張を、規範的側面と経験的側面から検討している。⁽⁸⁾ 規範的理想としての共通善の観念（例えば「平和、秩序、繁栄、正義」など）は、その内容に関して常に哲学的・政治的な論争を免れ得ず、集合的決定の指針として役立つよううにそれを特定するのは至難の業である。また経験的に見ても、共和主義の伝統についての記述（例えば、ポーコックが「市民的ヒューマニズム」と呼んだもの⁽⁹⁾）は、歴史上の学者や政治指導者の信念に関するものであって、実際の政治生活でそれが行われていたことを示すものではない。ましてや、過去の都市国家から近現代の大規模な国民国家への転換は、市民的徳性と共通善が存在し得る条件を大きく変えてしまった。

ダールは、近代以降の大規模な民主主義システムの特性に注意を向けるため、次のような「ルソーの二律背反」を引用している。ルソーは、「政治経済論」の中で次のように述べている。「あらゆる政治社会は、さまざまな種類のもつと小さな諸社会から成つており、それらはそれぞれ自己の利害と格率をもつてゐる。……これら特殊社会の意志は常に次の二つの関係をもつてゐる。つまり、その社会の構成員にとつてはそれは一般意志である。だがより大きな社会に對しては、それは私的意志であつて、それは前者のものとの関係では高潔であるが、後者との関係では悪徳であるということが、非常にしばしばある」⁽¹⁰⁾。ダールによれば、「ルソーの二律背反は、われわれが現代の民主主義諸国において直面する二つの問題を示唆する。すなわち、誰の善か？そして、それはいかに増進されるのか？」第一のものは

道徳的問題を提起し、第一のものは政治的問題を提起する⁽¹¹⁾。前者の問題に対して、ダールは、共通善の範囲は決定される事柄に応じて多様であり、決定によって重大な影響を受ける人々（将来の世代も含めて）のすべてを含むべきだとする。後者の問題について、ダールは次のように考える。ルソーの一元的民主主義論では、万人の利益が一致するような同質的な市民団が前提とされていた。だが、各人の利益・善が平等に考慮されるために、小規模で同質的な民主主義システムでは平等な市民権だけで十分であつたかもしれないが、多元的で大規模な民主主義システムにおいては、トックヴィルが示したように、それに加えて結社が必要とされる。そこでは、共通善は单一の主権的政府によって実現され得る、もしくはされるべき一元的な目標ではない。大規模な民主主義システムにおいては、地方政府への決定の分権化と結び付いた組織的多元主義が、多様な公衆から成る市民の利益が多少とも平等な考慮を受けることを保障するのに役立つであろう。その意味で、「共通善は多元的民主主義において達成されるであろう」というのが、ダールの結論である。⁽¹²⁾

しかし、多元的民主主義にはいくつかの欠点があることにダールは気づいている。第一に、それは国家の外部の人々の利益がいかにして考慮されるのかという問題を解決しない。第二の欠点は、結社に組織された市民とされていない市民の間の利益の考慮における不平等の問題である。第三に、それはまた、市民間の政治的平等と団体間での平等な影響力が必ずしも一致しないという、やつかない問題をも生み出す。⁽¹³⁾これらは、多元主義的利益政治や団体多元主義（民主的コーポラティズム）の抱える問題でもある。こうして、①誰の善が考慮されるべきか、②共通善は集合的決定においていかにして最もうまく決められるのか、そして、③そもそも共通善の実体的内容とは何であるのかという、先に挙げた問題の解答を探求するダールの旅は止まるところがない。

ダールは、この旅の途上で、小規模な共同体への回帰を説き、市民的徳性と共通善についての共和主義的伝統へと

訴えかけるマッキンタイアの解決策、経済秩序の根本的変革によつて諸利益の多様性や対立を減少させるという社会主義者の考え方、集合的決定の全範囲・分野にわたるすべての人々にとつての共通善の発見を断念し、それに代わつて集合的決定のそれぞれの領域の内部で人々の善を追求することを提倡するウォルツァーの代替肢を検討し、それらをいざれも退ける。⁽¹⁵⁾これらの迂回の後で、ダールは結論的に、先程の第一の問題については、改めて、「集合的決定においては決定によつて重大な影響を被るすべての人々の善が考慮されるべき」こと、第二の問題については、大規模な政治社会におけるさまざまの政治単位や結社は「民主的過程によつて自らを統治すべきである」とことを主張する。そして、第三の問題に関して、彼は、「善をもつばら集合的決定の結果に求め、それに到達する仕組みに關係する善を無視することは間違つてゐる」ことを力説する。彼によれば、共通善が「特定の対象、活動および関係」にあることはまれであつて、通常それは、「われわれ自身と他者の安寧」を促進する実践、仕組み、制度および過程から成る。そして、これらの仕組みは前述の民主的過程の一般的特徴を含み、共通善との関連では、そのうちの一つである啓蒙的理解の規準がとりわけ重要であると言う。こうした立場から、彼は、「ある集団の構成員の間の共通善における本質的因素は、彼らがその選択とその最も適切な代替肢から生じるであろう経験についての十全に達成された理解をもつていなければならぬ」と提案するのである。⁽¹⁶⁾

(1) R.Dahl, *Democracy and its Critics*, Yale UP., 1989, pp. 164～166

(2) Ibid., p.170

(3) Ibid., p.174

(4) Ibid., pp.177～180

- (5) Ibid.,pp.180～183
- (6) Ibid.,p.184ff. 参照
- (7) Ibid.,p.190. アメリカにおける司法審査制については、坂口正一郎『立憲主義と民主主義』日本評論社、1990年を見よ。
- (8) Ibid.,p.282ff. 参照
- (9) J. G. A. ポーロック『マキャヴェリアノ・モーメント』(田中秀夫ほか訳)名古屋大学出版会、1990八年
- (10) ルノー「政治経済論」『ルノー全集』第五巻、白水社、六八頁
- (11) R.Dahl,op.cit.,p.291
- (12) Ibid.,pp.294～295
- (13) Ibid.,pp.295～297
- (14) A・マッキンタイア『美德なき時代』(篠崎栄記)みすず書房、一九九三年
- (15) M・ウォルツァー『正義の領分』(山口晃訳)而立書房、一九九九年
- (16) これに付いては、R.Dahl, op. cit.,pp.299～306を参照せよ。
- (17) 以上、Ibid.,pp.306～308

5. 結びにかえて

本論では、ダールによる民主主義の正当化と民主的過程の規準、および、民主的過程と共通善との関係をめぐる議論を見てきた。ついで、最後に、ダールのこれら二つの議論について若干の検討を加えて、結びとしたい。

民主主義論において、民主主義の正当化根拠を何に求めるかをめぐっては、さまざまな議論がある。A・ウェーラ

は、道具主義的観点から、民主主義は「一定の共通利益ないし公共利益に役立つ」がゆえに正当化されるとするが、それは、「人間の誤りやすさ」を前提とするなら、つまり「政治的知識や判断に関する特権的な地位を占める者」はいないとすれば、「市民の尊厳の保護として理解される政治的平等の理念」を組み込まなければならないとする。⁽¹⁾これに対しても、D・ビーサムは、「民衆によるコントロールと政治的平等」こそが民主主義の中核的原理であるとし、それを正当化する原理を「人間の平等な価値ないし尊厳の理念」とその核心をなす「人間の自己決定ないし自律の価値」に求めている。⁽²⁾

既に述べたように、ダールは、「利益に対する平等な考慮の原理」と「個人的自律の推定」という二つの原理から、人々は「自分の善や利益に影響を与える拘束的な集合的決定に参加する」デモスとしての権利をもつと結論付けた。ダールによる民主主義に関する一つの正当化原理は、「本来的平等の理念」に由来するとともに、民主主義をそれと異なる後見主義的守護者制から区別することを意図して提起されたものである。民主主義が正当化されるのは、普通の人々が自らを統治する資格を持つていているという仮定が成り立つ場合だけであるとすれば、「個人的自律の推定」は民主主義の正当化にとって欠かすことのできない原理である。これら二つの原理は、すべての人が政治過程に参加する資格を平等に有しているという、彼が「強義の平等原理」と呼ぶ民主主義原理を採用することを正当化する、とダールは論じる。そしてそれは、集合的な拘束的決定を行うための要件として「民主的過程」を受け入れることを意味している。彼が挙げる民主的過程の五つの規準は、「強義の平等原理」から演繹されたものであるが、それらは政治的決定作成の過程が「十分に民主的」であるかどうかを判断する規準を我々に提供する。そして、彼はこの規準に基づく統治を「手続き的民主主義」と呼ぶのである。

ところで、ダールは、民主的過程は一組の実体的な権利や善を含むと論じることによって、「過程」ないし「手続

き」と「実体」との周知の対立を拒否している。だが、彼は、それら実体的な権利や善を、①民主的過程にとつて「不可欠なもの」（市民的・政治的諸権利）、②「外在的だが必要なもの」（経済的・社会的諸権利）、③「必須でないもの」（それ以外の実体的諸利益・善）、という三つの種類に区別する。そして、民主的過程を通じる「自己統治の権利」から派生する一連の市民的・政治的諸権利以外のいかなる利益も不可侵なものではなく、それら諸利益の対立は広義の政治過程によって処理されるべきであるとしている。

これに対して、D・ヘルドは、言論や集会の自由の権利のように民主的過程にとつて不可欠である実体的な権利・善と、民主的過程にとつて外在的であるが、にもかかわらずその適切な作動にとつて必要である実体的な利益・善（例ええば経済的資源の配分における不平等の削減）とをはつきりと区別することは、別のレベルで「過程」と「実体」との区別を再導入することになりかねない、とダールの立場を批判する。⁽³⁾ ヘルドによれば、「民主主義が十分その名に値すると言えるのは、市民が市民として活動的である実際の力をもつている場合、すなわち、市民が民主的参加を意のままにでき、それを資格として取り扱うことを可能にする一束の諸権利を享受することができる場合」だけであって、「人々が彼ら自身の諸社会組織の規制に自由かつ平等な条件で参加することを可能にするには、諸権利の五つのカテゴリー、つまり、市民的、政治的、経済的、社会的および生殖的な諸権利が決定的である」。⁽⁴⁾

両者の見解が異なるのは、民主主義と経済的・社会的諸権利との関係をどうとらえるかについてである。確かに、市民的・政治的諸権利との関係と比べて、民主主義と経済的・社会的諸権利との関係ははるかに複雑であると言える。民主主義と経済的・社会的諸権利との関係について、ビーサムは、「経済的・社会的権利は民主主義と相互依存の関係にある」と述べるのが最も良い。こうした権利の広範な欠如は、市民的・政治的平等を危うくし、公共生活の質と民主主義的諸制度そのものの長期的な妥当性を危うくする。民主主義は、他方で、経済的・社会的諸権利の保護のための

十分条件ではないにせよ必要条件を成す」と述べているが、いのよるに、民主主義的手続き・過程と実体的な権利・善との関係をめぐれば、なお検討すべき点が残されてゐると言えよう。⁽⁵⁾

- (1) A.Weale, *Democracy*, Macmillan Press, 1999, p.41f.
- (2) D.Beetham, *Democracy and Human Rights*, Polity Press, 1999, p.5ff. ものとある民主主義において問題となる自律は、カント的意味での個人の道徳的自律ではなく、集合的な決定作成過程における個人の自律であり、それが意味を持つのは、各人は自分自身の利益の最良の判断者であるといふことを受け入れる限りにおいてであつて、民主主義の正当化に関する自律なしし自己決定の価値に基づく正当化論と公共善ないし功利最大化の考慮に基づく正当化論の区別は、「もし人々が自分自身の利益の最良の判断者であるといふことを受け入れるなら、二つの正当化形態の間のいかなる截然とした区別も崩れ去ることになる」(Ibid,p.13)。
- (3) D.Held, *The possibilities of democracy*, *Theory and Society*, No.20, 1991, p.87ff.
- (4) Ibid., pp.881～882. 「自律の原則」を中心とするヘルド自身の民主主義論については、ヘルド『デモクラシーと世界秩序』(日本出版、1990年)を見よ。いのとは、健康、社会的、文化的、市民的、経済的、平和的、政治的という七組みの権利群が、民主主義的な過程にとって不可欠であるとされてゐる(第9章、参照)。
- (5) D.Beetham, op.cit.,p.114